

山口県報

平成25年
9月3日
(火曜日)

目次

| | |
|----|---|
| 規則 | 山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営金融課)..... |
| 告示 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定(長寿社会課)..... |
| 一 | 解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)..... |
| 二 | 公告 |
| 二 | 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)..... |
| 二 | 平成二十五年後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)..... |
| 二 | 県営栗ヶ坪地区ため池等整備事業計画書の縦覧(農村整備課)..... |
| 五 | 公共測量の実施(監理課)..... |
| 六 | 山口都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)..... |
| 六 | 労委公告 |
| 六 | 山口県労働委員会のおっせん員候補者..... |



山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第四十九号

山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十四年山口県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「年一〇五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

別表第一の四の項中「協同組合連合会」の下に「これらの組合員若しくは所屬員である特定中小事業者(政令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。)、企業組合若しくは協業組合」を加え、同表六の項中「特定中小企業団体」の下に「その組合員若しくは所屬員である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合」を加え、同表十の項中「(政令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者をいう。)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の山口県中小企業高度化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。



山口県告示第三百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山本 繁太郎

| | | | |
|-------|-----|-------------------|-----------|
| 名 医 | 療 称 | 所 在 機 関 | 指 定 年 月 日 |
| 小羽山薬局 | | 宇部市南小羽山町二丁目一九番一五号 | 平成二五、七、一 |

山口県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 解除予定保安林の所在場所

岩国市錦町宇佐字高鉢山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）



(三二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年十月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県防災・砂防ボランティア協会
代 表 者 の 氏 名 判野 充昌
主たる事務所の所在地 山口市神田町五番一一号

(三二五) 平成二十五年後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、平成二十五年後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山本 繁太郎

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形

2 一級及び二級の技能検定

次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| 職 種 | 試 験 科 目 |
|-----------------|--------------------------|
| さ く 井 | ロータリー式さく井工事 |
| 工 場 板 金 | 機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金 |
| 機 械 検 査 | 機械検査 |
| 機 械 保 全 | 機械系保全 電気系保全 設備診断 |
| 電 気 機 器 組 立 て | シーケンス制御 |
| 半 導 体 製 品 製 造 | 集積回路チップ製造 集積回路組立て |
| 自 動 販 売 機 調 整 | 自動販売機調整 |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て | 空気圧装置組立て |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------|--------|---------------|--|------------|-------|------|------|-------|------|----------|------|---------------|------|-------------------------------|------------|--------|--------|
| 機械・プラント製図 | ガラス施工 | 自動ドア施工 | カーテンウォール施工 | 防水施工 | コンクリート圧送施工 | 鉄筋施工 | 型枠施工 | 配管 | かわらぶき | 建築大工 | 水産練り製品製造 | 石材加工 | 強化プラスチック成形 | 和裁 | 婦人子供服製造 | 冷凍空気調和機器施工 | 農業機械整備 | 油圧装置調整 |
| 機械製図手書き 機械製図CAD | ガラス工事 | 自動ドア施工 | 金属製カーテンウォール工事 | アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシート工法防水工事 | コンクリート圧送工事 | 鉄筋組立て | 型枠工事 | 建築配管 | かわらぶき | 大工工事 | かまぼこ製品製造 | 石材加工 | ビニルエステル樹脂積層防食 | 和服製作 | 婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製 | 冷凍空気調和機器施工 | 農業機械整備 | 油圧装置調整 |

| | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 電気製図 | 金属材料試験 | 電気製図 |
| 配電盤・制御盤製図 | 機械試験 組織試験 | 配電盤・制御盤製図 |
| 塗装 | 鋼橋塗装 | |

3 三級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| | |
|------------|--------------------|
| 職種 | 試験科目 |
| 機械加工 | 普通旋盤 |
| 機械検査 | 機械検査 |
| 電気機器組立て | シーケンス制御 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工 |
| 和裁 | 和服製作 |
| 建築大工 | 大工工事 |
| 配管 | 建築配管 |
| 機械・プラント製図 | 機械製図手書き 機械製図CAD |
| 電気製図 | 配電盤・制御盤製図 |

4 単一等級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

| | |
|--------|--------|
| 職種 | 試験科目 |
| 電子回路接続 | 電子回路接続 |

樹脂接着剤注入施工
樹脂接着剤注入工事

(二) 試験の方法

(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

二 試験の期日

(一) 実技試験

平成二十五年十二月四日(水曜日)から平成二十六年二月十六日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職 種

実施期日

製造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工
工場板金めっき仕上げ 機械検査 タイカスト 機械保全
電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機
調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供
服製造 プラスチック成形

平成二十六年二月一日(日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職 種

実施期日

機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験
さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備
冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 水産
練り製品製造 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウオー
ル施工 機械・プラント製図
機械保全 半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工
かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 塗装

平成二十六年二月九日(日曜日)

3 三級の技能検定

職 種

実施期日

電気機器組立て 配管

平成二十六年二月二十六日(日曜日)

機械加工 冷凍空気調和機器施工 機械・プラント製図

平成二十六年二月二日(日曜日)

機械検査 和裁 建築大工 電気製図

平成二十六年二月九日(日曜日)

4 単一等級の技能検定

職 種

実施期日

電子回路接続 樹脂接着剤注入施工

平成二十六年二月九日(日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

(一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」といふ。)第六十四条に規定する者であること。
(二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
(三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
(四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
(五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。

五 受検申請書の受付期間

平成二十五年十月七日(月曜日)から同月十八日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受検申請書の提出先

山口市中央四丁目三番六号(郵便番号七五三〇〇七四)

七 提出書類

(一) 受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- (一) 学科試験にあつては、三千百円
- (二) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

| | | |
|--|---|---------|
| 職 | 種 | 手数料 |
| 鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 タイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機 器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 | | 一万六千五百円 |

2 一級及び二級の技能検定

| | | |
|-------------------------|--|---------|
| 職 | 種 | 手数料 |
| 和裁 | 機械・プラント製図 電気製図 | 一万二千百円 |
| 機械検査 | 婦人子供服製造 | 一万三千七百円 |
| 3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合) | さく井 工場板金 機械保全 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調 整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウオー ル施工 自動ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 | 一万六千五百円 |

| | | |
|------|----------------------------|-------|
| 職 | 種 | 手数料 |
| 和裁 | 機械・プラント製図 電気製図 | 四千円 |
| 機械検査 | | 四千六百円 |
| 機械加工 | 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管 | 五千五百円 |

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

| | | |
|---|---|-----|
| 職 | 種 | 手数料 |
| | | |

| | | |
|----|----------------|--------|
| 和裁 | 機械・プラント製図 電気製図 | 一万二千百円 |
|----|----------------|--------|

| | | |
|------|--|---------|
| 機械検査 | | 一万三千七百円 |
|------|--|---------|

| | | |
|------|----------------------------|---------|
| 機械加工 | 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管 | 一万六千五百円 |
|------|----------------------------|---------|

5 単一等級の技能検定

| | | |
|--------|-----------|---------|
| 職 | 種 | 手数料 |
| 電子回路接続 | 樹脂接着剤注入施工 | 一万六千五百円 |

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十五年十一月二十七日(水曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十六年三月十四日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(三) 県営栗ヶ坪地区ため池等整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営栗ヶ坪地区ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 縦覧に供する書類
県営栗ヶ坪地区ため池等整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年九月四日から同月二十四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(三二七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
下関市永田本町一丁目、永田本町二丁目、永田本町三丁目、永田本町四丁目、安岡町八丁目、吉見古宿町、吉見里町一丁目、吉見里町二丁目、吉見新町一丁目、吉見新町二丁目、吉見本町一丁目、吉見本町二丁目、大字永田郷、吉見竜王町
- 三 作業の期間
平成二十五年七月二十五日から同年十月三十一日まで

(三二八) 山口都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る山口都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年九月三日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・五・三十柳井田柏崎線

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市小郡下郷

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年九月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・四・三十七新山口駅長谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

山口市小郡下郷

三 変更の内容

名称、位置、区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年九月三日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十五年八月二十二日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十五年九月三日

山口県労働委員会会長 大 田 明 登

| 氏名 | 略歴 |
|-------|---|
| 大田 明登 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |
| 有田 謙司 | 山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授 |
| 北本 時枝 | 山口県労働委員会公益委員 税理士 |
| 中村友次郎 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |
| 山元 浩 | 山口県労働委員会公益委員 弁護士 |
| 網戸 茂 | 山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長 |
| 岡本 博之 | 山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長 |
| 杉本 郁夫 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長 |
| 鶴岡 純枝 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員 |
| 山近 和浩 | 山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長 |
| 田中 一郎 | 山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事 |
| 羽嶋 等 | 山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事 |
| 藤岡 啓介 | 山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問 |
| 正木 宏明 | 山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問 |
| 松浦 秀子 | 山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長 |
| 岡田 和彦 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 山田 義裕 | 前山口県労働委員会使用者委員 |
| 秋本 泰治 | 山口県労働委員会事務局長 |
| 石光 公宏 | 山口県労働委員会事務局長 |

歴

平成二十五年九月三日発行

発行所

山口県知事